

令和2年 第11回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和2年11月17日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち16名
田村市農地利用最適化推進委員4名のうち4名

1番	白土 中委員	3番	石井清吉委員	4番	新田耕司委員
5番	三田勝一郎委員	6番	渡邊幸蔵委員	7番	石井宗吉委員
8番	白岩幸一委員	9番	安藤末男委員	10番	壁谷和男委員
12番	佐藤伸夫委員	13番	石井林一委員	15番	宗形武夫委員
16番	國分貴市委員	17番	松本裕治委員	18番	吉田修一委員
19番	村上好徳委員				

①番	佐藤政一委員	⑧番	松本洋一委員	⑭番	伊藤博之委員
⑳番	佐藤政一委員				

4. 欠席委員 2番 先崎保彦委員 11番 佐久間嘉彦委員 14番 三浦善治委員

5. 農業委員会事務局職員

局長	遠 藤 浩 一
主任主査(庶務担当)	三 浦 幹
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

8番	白 岩 幸 一 委員
9番	安 藤 末 男 委員

8. 提出案件

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見決定について

議案第7号 現況確認証明について

議案第8号 荒廃農地調査に係る農地の判断について

9. 会議の経過概要（開会 午後1時30分）

事務局	<p>皆様、本日は何かと御多用の中、御出席いただき誠に有難うございます。全員お揃いになりましたので総会を進めさせていただきます。本日都合により欠席の届出がございましたのは、2番先崎保彦農業委員、11番佐久間嘉彦農業委員、14番三浦善治農業委員であります。ただいまより令和2年田村市農業委員会第11回総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。</p>																								
会長	<p>皆様、こんにちは。このところいい天気が続きまして秋のまとめの作業に順調に進んでいるものと思います。さて市長への意見書の提出でございますが、去る10月22日に吉田職務代理人、事務局長と共に市長室において意見書の提出をしました。その後、中身について一言、二言意見交換をしました。その中で市長から真剣に取り組んでまいりますと、更にはこの他にも何か意見があったらいつでも提出していただきたいという事でございます。皆様にお伝えしたいと思います。皆様から何かありましたら、市長に繋がりたいと考えておりますのでよろしく申し上げます。それでは今日もよろしく申し上げます。</p>																								
事務局	<p>これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしく申し上げます。</p>																								
議長	<p>本日の案件は、</p> <table border="0" data-bbox="383 1097 1516 1523"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農用地利用配分計画案に係る意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>現況確認証明について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>荒廃農地調査に係る農地の判断について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>以上26件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。 農業委員総数19名、うち出席委員16名、欠席委員3名、農地利用最適化推進委員4名、うち出席委員4名、欠席委員なし、よって総会は成立致します。 次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件	議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について	2件	議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	6件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件	議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	4件	議案第6号	農用地利用配分計画案に係る意見決定について	1件	議案第7号	現況確認証明について	2件	議案第8号	荒廃農地調査に係る農地の判断について	1件
議案第1号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	9件																							
議案第2号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について	2件																							
議案第3号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）	6件																							
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）	1件																							
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について	4件																							
議案第6号	農用地利用配分計画案に係る意見決定について	1件																							
議案第7号	現況確認証明について	2件																							
議案第8号	荒廃農地調査に係る農地の判断について	1件																							
出席委員	<p>異議なし。</p>																								
議長	<p>異議なしと認め、8番白岩幸一委員、9番安藤末男委員を指名致します。 次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてから申し上げます。</p>																								

事務局	<p>議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題と致します。それでは、整理番号1番から9番までについて事務局説明願います。</p> <p>整理番号1番から9番までについて、議案書朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、4番新田耕司委員ご報告をお願い致します。</p>
4番委員	<p>4番新田です。整理番号1番について調査結果を報告します。15日に譲渡人が都合により欠席で譲受人と私と石井推進委員の3名で確認してまいりました。前から借りて耕作していた農地であり、今回改めて登記をしたいとの事であり何ら問題ないものと見てまいりました。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から3番までについて、10番壁谷和男委員ご報告をお願い致します。</p>
10番委員	<p>10番壁谷です。整理番号2番、3番関連しておりますので併せて報告致します。14日に橋本推進委員と譲受人、譲渡人が同じ人なので自宅に伺いました。譲渡人は郡山市在住のためにこちらに住んでいる母親に来ていただき現地調査をしました。お互いに交換することで土地の使いやすさにメリットがあるため申請通り、何ら問題ないものと見てまいりました。以上ご報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番について事務局ご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から報告します。15日に佐久間農業委員と齋藤推進委員と譲渡人と譲受人の4名で現地調査を行いました。申請地は譲受人の耕作している農地に隣接しており、耕作条件向上のために買いたい申し出がありまして、何ら問題ないものと見てまいりました。とのご報告がありました。以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番から7番について13番石井林一委員ご報告をお願いします。</p>

1 3 番委員	<p>1 3 番石井です。整理番号 5 番の案件を報告します。1 5 日午前中、譲渡人の旦那さんと譲受人と渡辺推進委員と私の 4 名で現地調査をしてみました。特に問題ないものと見てまいりました。整理番号 6 番について同じく同日午前中に譲渡人と譲受人の息子さんと渡辺推進委員と私の 4 名で現地調査をしました。こちらも問題ないものと見てまいりました。整理番号 7 番については譲渡人の息子さんと譲受人と渡辺推進委員と私の 4 名で調査しましたがこちらも何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号 8 番について 1 5 番宗形武夫委員ご報告をお願いします。</p>
1 5 番委員	<p>1 5 番宗形です。整理番号 8 番について報告します。1 4 日の午後に吉田推進委員と私と譲渡人は仕事の関係上立会できなく、譲受人の 3 名で現地調査をしました。何ら問題ないものと見てまいりました。皆様方の慎重審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号 9 番について 1 6 番國分貴市委員ご報告をお願いします。</p>
1 6 番委員	<p>1 6 番國分です。整理番号 9 番について報告します。1 5 日午後より譲渡人が譲受人にお願いしているとの事で私と佐藤推進委員と譲受人の 3 名で現地確認をしました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>以上で、整理番号 1 番から 9 番まで事務局の説明及び調査結果の報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」の整理番号 1 番から 9 番については、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして 1 号議案は終了します。 次に議案第 2 号「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号 1 番から 2 番までについて、事務局説明願います。</p>

事務局	整理番号1番から2番までについて議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号1番について報告します。13日の午前、私と鈴木推進委員と行政書士に立ち会っていただき、現地の説明を確認してまいりました。排水等は市の下水道があり、こちらの方に繋ぐので周辺の農地に影響は及ぼさないと見てまいりましたので報告します。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、12番佐藤伸夫委員ご報告をお願い申し致します。</p>
12番委員	<p>12番佐藤です。整理番号2番についてご報告いたします。過日、伊藤推進委員と私と申請人の3名で現地調査をしました。この農地につきましては数年前に住宅の進入路ということで、畑を進入路にしたいということでこの場所の畑が、議案第4号にも出てくるんですが太陽光パネルの設置案件で、畑を無断で進入路を使うので申請書の中には顛末書をつけてありました。特に問題ないものと判断しましたので皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から2番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして2号議案は終了します。</p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から6番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から6番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告願います。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号1番について調査結果を報告いたします。昨日朝になりますが、設定人、被設定人ともに行政書士に任せているとのことで、私と鈴木推進委員と行政書士の3名で現地調査をしました。現地は産業団地造成工事に伴います事務所の設置を目的との説明でした。工事現場から500メートルぐらい離れておりますが、期間は2年間ということで、何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番から4番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い申し致します。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号2番から4番まで調査報告いたします。まず整理番号2番については、被設定人が住宅用地として使いたいとの申請が出ております。16日の午後ですが鈴木推進委員と委任されている行政書士の3名で立ち会いました。近隣の農地には何ら問題かけないことであり、影響がでるものはないと思われまます。次に整理番号3番についても、行政書士に立ち会いを依頼しました。鈴木推進委員と私が説明を受けてきました。太陽光パネル設置なので、問題なものを見てまいりました。次に整理番号4番につきましても、13日の午前中ですが、鈴木推進委員と私と行政書士の3名で確認をしました。こちらは車を置くところ進入路がないとのことで、やむをえず農地を借りて整備したいとの事で、周辺の農地に影響はないものと見てまいりました。慎重審議よろしく願います。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号5番について、10番壁谷和男委員ご報告をお願い申し致します。</p>
10番委員	<p>10番壁谷です。14日の午前中に私と橋本推進委員と現地調査に伺いました。設定人と被設定人立ち会いのもと、説明ではコンクリートブロック置場にしたいとの話で何の問題もないものと見てまいりました。報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番について、11番事務局、ご報告をお願い申し致します。</p>
事務局	<p>整理番号6番について報告します。譲受人が依然借りていた駐車場が所有者から返却を求められていることから、その土地に代わる駐車場用地としての転用申請となっております。11番佐久間委員からは、11月15日に実情調査を行った結果問題ないものと見たとの報告を受けております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番から6番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして3号議案は終了します。 次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p>

出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、12番佐藤伸夫委員ご報告願います。
12番委員	12番佐藤です。整理番号1番についてご報告いたします。過日、伊藤推進委員と私と設定人と代理人の4名の方と確認しましたが何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上です。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について(県許可分)」の、整理番号1番については、原案の通り許可相当と意見決定いたしました。 以上をもちまして4号議案は終了します。 次に議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは事務局説明願います。
事務局	「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」議案書を朗読、説明。
議長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。

出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」は、原案の通り意見決定致しました。以上をもちまして5号議案は終了致します。</p> <p>次に議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題と致します。本案については、6番渡邊幸蔵委員が関係する議案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事参与の制限がある関係から6番渡邊幸蔵委員の退場を求め、審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、6番渡邊幸蔵委員の退場を求めます。暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊委員 退席 ～</p>
議長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>それでは、整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」整理番号1番の議案書を朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
4番委員	4番新田です。この農業振興公社に賃借をしている場合の手数料などの制限はあるのでしょうか。
議長	事務局説明願います。
事務局	1契約ごとに800円の手数料がかかります。筆ではなく、1契約ごとです。
議長	新田委員、了解したでしょうか。
4番委員	了解しました。

議 長	他にありますか。質疑を求めます。
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」は、原案の通り意見決定致しました。以上をもちまして6号議案は終了致します。</p> <p>審議を終了しましたので、6番渡邊幸蔵委員の入場を許可します。</p> <p>ここで暫時休議いたします。</p> <p>～ 渡邊委員 入室 ～</p>
議 長	<p>休議前に引き続き会議を再開いたします。</p> <p>6番渡邊幸蔵委員にご報告いたします。議案第6号については、申し出の通り計画を定めることについて「適当」であると意見決定いたしました。</p>
6番委員	ありがとうございました。
議 長	<p>以上をもちまして6号議案は終了いたします。</p> <p>次に議案第7号「現況確認証明について」の整理番号1番から2番について議題と致します。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	議案第7号「現況確認証明について」整理番号1番から2番を朗読、説明。
議 長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p> <p>ございませんか。</p>
出席委員	質疑なし。
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p> <p>本案について、「非農地」と決定する事にご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号「現況確認証明について」の整理番号1番から2番については、「非農地」と決定いたします。以上をもちまして7号議案は終了致します。</p> <p>次に議案第8号「荒廃農地に調査に係る農地の判断について」を議題とします。それで</p>

	は、事務局説明願います。
事務局	議案第8号「荒廃農地調査に係る農地の判断について」を朗読、説明。
議長	以上で、事務局の説明が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって議案第8号「荒廃農地調査に係る農地の判断について」は原案の通り決定しました。以上をもちまして8号議案は終了致します。 これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございます。これをもちまして、令和2年第11回田村市農業委員会総会を閉会といたします。
	閉会 14:20

令和2年11月17日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人